

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 渋川市長 星 名 建 市

審査請求人が令和 6 年 1 0 月 2 2 日に提起した処分庁による情報非公開決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 令和 6 年 8 月 9 日付け総第 9 0 号で情報非公開とした決定（以下「本件処分」という。）を取り消す。
- 2 本件処分で非公開とした自動販売機設置契約書（以下「本件契約書」という。）について、法人の印影を除き公開することを決定する。

事案の概要

1 審査請求の経緯

- (1) 令和 6 年 7 月 2 9 日、審査請求人は、処分庁に対し、渋川市情報公開条例（平成 1 8 年渋川市条例第 8 号。以下「渋川市条例」という。）第 5 条及び第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の情報に係る情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

本件公開請求に係る情報の内容は、以下のとおりである。

令和 5 年度・令和 6 年度フードロス自動販売機の設置契約書及びそ

の電気使用料負担に関する資料

(2) 令和6年8月9日、処分庁は、本件契約書を本件公開請求に係る情報の対象として特定し、渋川市条例第12条第2項の規定に基づき、本件処分を行うとともに、審査請求人に情報非公開決定通知書を郵送した。

(3) 令和6年10月22日、審査請求人は、審査庁（渋川市長）に対し、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 令和6年12月25日、処分庁は、審査庁に対し、書面にて本件審査請求に対する弁明を行った。

※ 処分庁が提出した弁明書には、本件契約書の内容の公開に関して、契約の相手方に確認を行っているところである旨の記載があった。

(5) 令和7年1月31日、審査請求人は、審査庁に対し、書面にて処分庁の弁明に対する反論を行った。

(6) 令和7年3月7日、処分庁は、審査庁に対し、書面にて審査請求人の反論に対する再弁明を行った。

※ 処分庁が提出した再弁明書には、契約の相手方への意見照会に対する回答を踏まえ、本件契約書の写し（法人の印影のみを黒塗りにしたもの）が添付されており、審査庁は、本件契約書の写し（法人の印影のみを黒塗りにしたもの）が添付された再弁明書を審査請求人へ渡した。

(7) 令和7年4月25日、審査請求人は、審査庁に対し、書面にて処分庁の再弁明に対する反論を行った。

※ 審査請求人は、審理過程において、本件公開請求に係る情報の対象である本件契約書の写し（法人の印影のみを黒塗りにしたもの）を開示された状態にあるが、営業上の利益等を損なう情報を具体的に立証することを求めて、本件審査請求を継続する意向を示した。

(8) 令和7年5月26日、審査庁は、渋川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求において、双方が弁明又は反論をした書面を添えて諮問した。

- (9) 令和7年12月11日、審査会は、審査庁に対し、本件契約書の公開が、契約の相手方である法人の競争上の地位その他正当な利益を害することになる具体的、客観的かつ現実的な理由その他本件処分に至った理由について、資料等の提出を求めた。
- (10) 令和7年12月25日、審査庁は、処分庁の意見書を審査会へ提出した。
- (11) 令和8年6月16日、審査会は、審査庁の諮問に対し、答申を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、渋川市条例第5条及び第6条第1項の規定に基づき本件公開請求を行ったことに対し、処分庁が令和6年8月9日付けで行った本件処分について、その決定を取り消し、本件公開請求の情報の公開を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

ア 処分庁は、公開しない理由を「渋川市条例第8条第3号に該当」とし、「該当文書については、公開することにより、契約の相手方である法人の競争上の地位及びその他正当な利益を害すると認められるため、非公開とする」としたが、前橋地方裁判所民事第1部による令和5年5月31日に判決言渡しのあった令和3年（行ウ）第16号桐生市公文書非開示決定処分取消請求事件においては、桐生市情報公開条例（平成27年桐生市条例第29号。以下「桐生市条例」という。）第7条第2号アにいう、「公にすることにより、法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、当該情報が公開されることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、そのおそれが具体的、客観的かつ

現実的なものでなければならぬと解するのが相当である」ことを主な理由に桐生市が非開示とした部分の取消しを認めた判決（以下「桐生市裁判例」という。）がある。また、同様な最高裁判決（以下「最高裁判例」という。）もあり、桐生市条例の該当箇所と渋川市条例の該当箇所の規定は同じ内容であるため、渋川市においても前橋地方裁判所の裁判例通りに、本件処分が取り消されるべきである。

イ 「法人の競争上の地位及びその他正当な利益を害する」とする処分庁の説示では非公開処分の理由として足りていないことから、桐生市裁判例や最高裁判例に従い「具体性を有する客観的かつ現実的な事情の立証」を処分庁に求める。

ウ 処分庁は、「桐生市裁判例は、あくまでも桐生市条例と桐生市に対して公開請求された情報の内容等から下された判決であり、渋川市に対して審査請求人から公開請求された情報は、桐生市に対して公開請求された情報の内容等とはその状況を異にするものであるから、桐生市裁判例をもって本件処分を取り消すという判断には至らないからである」としているが、なぜ、どのように「その状況を異にするもの」なのか、その理由が示されていない。

エ 契約の相手方から本件契約書を公開することは可能との回答を得て、本件契約書の写し（法人の印影のみを黒塗りにしたもの）を開示したとしても、審査請求人の請求には、いまだ回答がないので、本件審査請求を継続し、桐生市裁判例の趣旨に従い、処分庁には「営業上の利益等を損なう情報」を「具体的に立証」して開示を求める。

オ 渋川市条例第7条において、情報を公開することを原則とする渋川市において、秘密保持条項を記載した契約書を締結することが可能であるのか審査庁には審査を求める。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

（１） 本件処分とした理由について

ア 本件処分は、本件契約書の性質（本件契約書第6条に定められた秘密保持に関する条項（以下「秘密保持条項」という。）に基づき、当

該契約の内容は、秘密保持の対象となっていること。)から、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するものと判断し、渋川市条例第8条第3号に該当するものとして行ったものである。

イ この秘密保持条項は、本契約の内容及び本契約に基づき取得した契約の相手方の営業上、事業上の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならないことを定めるものであり、同種の事業を営む、又は営もうとする競合他者に契約の内容が流出することで競争に不利が生じることのないようにとの契約の相手方の意向を踏まえ規定したもので、本件処分は、この秘密保持条項が本件契約書に記載の全ての内容を秘密保持の対象としていることから、全部非公開の処分決定を行ったものである。

ウ 桐生市裁判例は、あくまでも桐生市条例と桐生市に対して公開請求された情報の内容等から下された判決であり、渋川市に対して審査請求人から公開請求された情報は、桐生市に対して公開請求された情報の内容等とはその状況を異にするものであるから、桐生市裁判例をもって本件処分を取り消すという判断には至らないからである。

エ 本件処分の理由に不服がある等として本件審査請求を受けたことに伴い、契約の相手方に対して、本件契約書の公開の可否等について意見照会を行ったところ、いずれの相手方からも、秘密保持条項の存在に限らず、本件契約書を公開することは可能との回答を得たところではあるが、本件処分時点においては、秘密保持条項があることから、本件契約書の内容を非公開としたことは妥当である。

(2) 上記審査請求の経緯(10)に規定する意見書中処分の根拠法令等に対する本件の当てはめについて

ア 本件契約書を公開することは、当該契約を反故にすることであり、そのことは、関係当事者間の信頼関係を損なうものと認められる。故に、本件契約書は、その全体が渋川市条例第8条第7号の非公開情報に該当する。

イ 情報の全部を公開しない理由として、「本件契約書には、本契約の

内容を本契約の有効期間中はもとより、本契約終了後３年間は第三者に開示又は漏洩してはならないとする秘密保持条項の規定があり、本件契約書を公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるため、全部非公開とする」という趣旨に相当する記載が必要とされる。

しかしながら、本件契約書第６条の秘密保持条項は、本件契約書に記載の全ての内容を秘密保持の対象としていることから、先述した趣旨に相当する記載はできないと思料した。

ウ 契約の相手方は、本件契約書による法律関係（権利義務の関係）により、安心して事業を営む権利利益を有しているところ、本件契約書を公開にすることにより、当該権利利益を害すると認められるものと整理されたので、公開請求に係る情報の全部を公開しない理由の記載にあっては、渋川市条例第８条第３号に該当するものとして記載した。

理 由

次に掲げる審査会の判断を尊重し、裁決する。

１ 審査会の判断

（１） 不利益処分における理由の明示について

条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関がする行政指導に関する手続は、渋川市行政手続条例（平成１８年渋川市条例第５号）が適用される。当該条例は、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とするもので、同条例第８条には、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と規定し、申請に対する処分において不利益処分をしようとするときは、行政庁に理由の提示を義務付けている。本件処分は、渋川市条例に基づく申請に対する処分のうち、不

利益処分に該当するため、渋川市行政手続条例の適用を受け、本件処分に当たっては、その理由を提示することが処分庁に課せられている。

また、不利益処分における行政庁の提示すべき理由の程度については、いかなる事実関係について、いかなる法規を適用して拒否処分に至ったのか、理由の記載自体から申請者が知りうる程度のものでなければならぬとされていることは公知の事実である。

(2) 本件処分の理由の妥当性について

処分庁は、本件処分の理由を「渋川市条例第8条第3号に該当」とし、「該当文書については、公開することにより、契約の相手方である法人の競争上の地位及びその他正当な利益を害すると認められるため、非公開とする」としているため、当該理由が妥当か否か整理する。

本件処分の理由は、渋川市条例第8条第3号の規定の「当該法人等又は当該個人」を「契約の相手方である法人」に置き換えてはいるものの、渋川市条例の規定を引用する形で、提示しているものと認められる。

【渋川市条例（抜粋）】

(情報の公開をしないことができる情報)
第8条 (略)
(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア・イ (略)

不利益処分の理由は、具体的で明確であることが必要であり、原則として、処分の根拠規定を示すだけでは足りないとする判例（最三小判昭和60年1月22日・民集39巻1号1頁、最一小判平成4年12月10日・集民166号773頁）や、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれは、相当程度具体性を有する客観的かつ現実的なものでなければならないとする裁判例（名古屋高判平成15年5月29日平成14年（行コ）第60号・平成15年（行コ）第3号、前橋地判令和5年5月31日令和3年（行ウ）第16号）もある。

処分庁は、上記処分庁の主張の要旨（1）イにあるように、本件契約書第6条に本件契約書に記載の全ての内容を秘密保持の対象とする秘密

保持条項があり、この秘密保持条項は、本契約の内容及び本契約に基づき取得した契約の相手方の営業上、事業上の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならないことを定めるものであり、同種の事業を営む、又は営もうとする競合他者に契約の内容が流出することで競争に不利が生じることのないようにとの契約の相手方の意向を踏まえたものである旨を主張している。

【本件契約書（抜粋）】

第6条（秘密保持）

甲、乙及び丙は、本契約の内容及び本契約に基づき取得した相手方の営業上、事業上の秘密を、本契約の有効期間中はもとより、本契約終了後3年間は第三者（丙のグループ会社を除く）に開示又は漏洩してはならない。

また、処分庁は、上記処分庁の主張の要旨（2）にあるように、①本件契約書は、その全体が渋川市条例第8条第7号の非公開情報に該当すること、②情報の全部を公開しない理由として、「本件契約書には、本契約の内容を本契約の有効期間中はもとより、本契約終了後3年間は第三者に開示又は漏洩してはならないとする秘密保持条項の規定があり、本件契約書を公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるため、全部非公開とする」という趣旨に相当する記載が必要とされるところ、本件契約書第6条の秘密保持条項は、本件契約書に記載の全ての内容を秘密保持の対象としていることから、先述した趣旨に相当する記載はできないと思料したこと、③契約の相手方は、本件契約書による法律関係（権利義務の関係）により、安心して事業を営む権利利益を有しているところ、本件契約書を公開にすることにより、当該権利利益を害すると認められるものと整理されたので、公開請求に係る情報の全部を公開しない理由の記載にあっては、渋川市条例第8条第3号に該当するものとして記載したことの3点を主張している。

しかしながら、審査会としては、これら処分庁が主張する本件処分の理由が、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれとして、相当程度具体性を有する客観的かつ現実的なものであると認めるに至らなかった。

よって、本件処分の理由は、不当といえる。

(3) 秘密保持条項を記載した契約書の締結の可否について

審査請求人は、秘密保持条項を記載した契約書を締結することの可否について審査庁に審査を求めているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、不服申立てをすることができるための制度であり、秘密保持条項を記載した契約の可否に係る審査は、同法に基づく審査会において審査するものではない。

(4) 審査請求人はその他種々主張するが、本件の結論に至る判断を左右するものではない。

結 論

以上のとおり、本件審査請求は、理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、本裁決で、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件処分において非公開とされた本件契約書について、公開する旨を決定する。ただし、法人の印影については、公開することにより当該印影が偽造等された場合、その者の財産を保護する上で支障が生じるおそれがあり、渋川市条例第8条第4号に該当するため、非公開とする。

令和8年6月25日

審査庁 渋川市長 星 名 建 市

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはで

きません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。